

第 4 号様式 病院・診療所・助産所開設届（法人又は非医師・非歯科医師・非助産師による開設）
--

どんなときに

- ・病院開設許可を得ている者が、病院を開設したとき
- ・診療所開設許可を得ている法人または、非医師、非歯科医師が診療所を開設したとき
- ・助産所開設許可を得ている法人または、非助産師が助産所を開設したとき

※個人の医師、歯科医師が開設する場合は、別様式「**第 1 0 号様式 診療所開設届（医師又は歯科医師による開設）**」にてお届けください。

※個人の助産師が開設する場合は、別様式「**第 1 1 号様式 助産所開設届（助産師による開設）**」にてお届けください。

いつまでに

開設後 10 日以内

届出に必要な書類

書類は正副 2 部提出してください。（1 部は保健所提出、1 部は開設者控え）

- ・ **第 4 号様式 病院・診療所・助産所開設届**
- ・ 管理者の医師・歯科医師の免許証
※保健所にて原本照合を行いますので、写しと原本をご持参下さい
- ・ 管理者の臨床研修修了登録証
※平成 16 年度以降の医籍登録者又は平成 18 年度以降の歯科医籍登録者である場合のみ必要
※保健所にて原本照合を行いますので、写しと原本をご持参下さい
- ・ 従事する医師・歯科医師・薬剤師の免許証
※保健所にて原本照合を行いますので、写しと原本をご持参下さい
※法人開設の医療機関において、免許証原本の持参が困難な場合は、開設者による原本証明済みの写し又は保健所による原本照合済みの写しを提出してください。
- ・ **その他 3 かかりつけ医ガイドブック掲載同意書**

＜診療用エックス線装置を設置する場合は以下の書類を添付＞

- ・ **第 2 2 号様式 診療用エックス線装置設置届**
- ・ エックス線診療室の平面図、側面図（管理区域が明示されているもの）
- ・ しゃへい計算書
- ・ 漏洩線量測定結果表
- ・ その他、装置一覧表、当該エックス線装置のカatalog等あれば提出してください。

その他必要となる場合もありますので、事前に電話にてお尋ねください。

届出時に必要な報告

- ・新規開設をした医療機関については、医療機関等情報支援システム（G-MIS）にて医療機能情報の報告を行う必要があります。
- ・参考マニュアルの「**新規ユーザ登録申請簡易マニュアル**」、「**定期・随時・新規報告簡易マニュアル**」を参照し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）にて新規ユーザ登録申請を行い、アカウントが発行されましたら、G-MISにて新規報告を行ってください。

注意・その他

- ・病床を有する場合は、開設許可後、工事が完了した後に「**第20号様式 病院・診療所・助産所施設使用許可申請書**」を提出し、保健所職員による検査をつける必要があります。
- ・麻薬施用者免許をお持ちの方については、免許に関する必要な手続きがある場合もあります。一度ご相談ください。